

令和5年度 運輸安全マネジメント基本方針計画

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

①輸送安全マネジメント取り組み方針

当社は、経営理念・社訓・社是を基本とした安全管理体制が最優先であることの認識を向上させ、全ての社員に対し、運転技術と基本的マナーを浸透させた取り組みを積極的且つ計画的に展開させて参ります。

また、風通しの良い職場環境の構築を図るため、健康で行動的意欲が発展できるよう福利厚生の充実と、コミュニケーションを通じ、健全化を進めて参ります。

《具体的実施目標》

1. 安全基本方針を浸透させるため周知徹底を図る
2. 輸送の関係法令等について遵守徹底を図る
3. 各部門（各営業所）内での安全目標達成の実施
4. 安全マニュアル実践の強化
5. 安全教育の充実化

【輸送安全基本方針】

- 1、輸送に関する関係法令等を遵守し、安全は我社の根幹であることを常に意識します。
- 2、プロドライバーとしての認識を持ち、安全マナーの向上を積極的に展開します。
- 3、輸送の安全管理体制の継続的改善等の仕組みを構築し、現場からの浸透度を定期的に把握します。
- 4、輸送の安全に関する目標を設定して、全社員が全力で取り組みます。
- 5、輸送の安全に関する情報を積極的に公表します。
- 6、輸送の安全を確保するため、後退手順を強化し、静止物接触事故撲滅に努めます。

②輸送の安全に関する目標

☆輸送安全目標（全社）

【危険予知運転（かもしれない運転）の徹底】

☆輸送安全目標（全社）を達成するための輸送安全目標（部門別）

【重大事故ゼロの達成】

本社営業所・・・「物損事故件数 5 件以下」

東部営業所・・・「物損事故件数 2 件以下」

菽営業所・・・「物損事故件数 0 件以下」

(1) 令和 4 年度達成状況・令和 5 年度目標

【本社営業所】

年度	事故の種類	目標	結果	
令和 4 年度	人身事故	0 件	0 件	
	物損事故	7 件以下	交通事故	9 件
			後退事故	7 件
			その他	4 件
	自動車事故報告規則 第 2 条に規定する事故	0 件	0 件	
令和 5 年度	人身事故	0 件		
	物損事故	5 件以下		
	自動車事故報告規則 第 2 条に規定する事故	0 件		

【東部営業所】

年度	事故の種類	目標	結果	
令和 4 年度	人身事故	0 件	0 件	
	物損事故	2 件以下	交通事故	0 件
			後退事故	1 件
			その他	1 件
	自動車事故報告規則 第 2 条に規定する事故	0 件	0 件	
令和 5 年度	人身事故	0 件		
	物損事故	2 件以下		
	自動車事故報告規則 第 2 条に規定する事故	0 件		

【萩営業所】

年度	事故の種類	目標	結果	
令和4年度	人身事故	0件	0件	
	物損事故	0件以下	交通事故	0件
			後退事故	0件
			その他	0件
	自動車事故報告規則 第2条に規定する事故	0件	0件	
令和5年度	人身事故	0件		
	物損事故	0件以下		
	自動車事故報告規則 第2条に規定する事故	0件		

(2) 安全・健康経営の確保に関する投資

1. 安全衛生に関連する教育計画費の確保。
2. 外部の専門コンサルティング会社より（指導）を行う。
3. 初任教育・車両の特性及び後退による訓練を外部講習にて実施する。
3. 輸送安全管理組織に関する活動費（健康経営に関する活動費を含む）
以下・・・(3)の2 緊急連絡網体制図

(3) 輸送の安全に関する計画

1 輸送の安全に関する重点目標

- ・ 輸送の安全を確保するため点呼場の環境を整えるとともに、点呼の重要性を社員へ理解させ、安全基本方針による周知徹底のため、安全唱和を実施し定着させる。
- ・ 個々の従業員の健康状態を把握するため、健康チェックシートを活用し、日々の運行について判断する。
- ・ 輸送の安全に関する費用支出及び投資を実現可能な範囲において積極的かつ効率的に行なうよう努める。
- ・ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを実現する。
- ・ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。

2 安全管理体制の構築

- ・ 経営管理部門から現場への情報伝達の仕組みを構築し、適切に運用する。
- ・ 現場から経営管理部門に対して報告される仕組みを構築し、適切に運用する。
- ・ 運行管理者等による情報伝達を共有するため、小集団活動の活用を実施し、管理体制の維持を実現する。
- ・ ヒヤリ・ハット情報を収集し事故防止に活用するための協議を実施する。
- ・ 交通安全運動実施期間に社内活動を実施する。
- ・ 事故発生時に事故惹起者とともに「事故対策委員会」を開催し、原因の究明と再発防止を検討する。
- ・ 適性診断（初任を含む）結果に基づいて、運転者との面談を実施し、運転の傾向について優れている点や注意する点について助言指導を実施する。
- ・ 定期健康診断を計画どおりに実施し、所見者等の把握による保健指導の実施を行なう。
- ・ 緊急連絡網を通じ、事故等における災害報告の連絡体制を常に確認する。

3 車輛整備の徹底

- ・ 車輛の運行前点検を確実に実施する。
- ・ 車検及び3ヶ月点検を確実に実施し、最新の情報を常に把握できる環境を整える。
- ・ シーズンイン点検を実施し、冷凍機の故障削減を目指す。

4 教育及び研修

- ・ 運輸安全マネジメントマニュアル計画実施による「安全運転教育記録」「教育訓練計画」に記録を保管する。
- ・ 安全対策検討会及び運行管理者等（小集団活動）の協議活動を月1回実施する。
- ・ ヒヤリ・ハット報告は半年に1回提出させ、安全衛生委員会等での対策協議とする。
- ・ 添乗指導の実施を年1回実施する。（新任運転者は20時間以上を含む教育の実施）
- ・ デジタル機器による記録計の分析を実施し、運転者への教育指導を行なう。
- ・ 前年度「事故統計記録」及び今年度輸送安全基本方針の「無事故目標」「事故統計記録書」「処分内容報告」を掲示し、常に従業員が確認できるよう、各自の事故防止に役立てる。

令和5年4月1日

やまぐち県酪販売輸送株式会社
代表取締役社長 寺田 利幸

